

## 令和6年度道内地方空港国際線受入体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道内地方空港国際線受入体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、道内空港（新千歳空港を除く。以下同じ。）において、新たに（増便及び再開を含む。）運航される国際線に係る航空地上支援業務を受託する事業者が第5条に掲げる業務に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することにより、道内空港への国際線の円滑な就航を促進することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 旅客サービス、ランプサービス等のグランドハンドリング事業者
- (2) 保安検査事業者
- (3) 給油事業者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、道内空港における国際線の新規就航、増便又は運航再開に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 応援派遣、業務委託及び空港における資機材のレンタル等の需要変動リスクへの対応に要する経費
  - (2) その他知事が必要と認める経費
- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。
- 3 補助対象経費には、補助事業に係る旅費及び宿泊費は、含めることができる。ただし、補助事業者の経常的な経費（人件費、光熱水費、通信料等）は、含めないものとする。

(交付率)

第6条 補助金の交付率は、 $2/3$ 以内とする。

(補助金額の算定)

第7条 補助金額の算定は、補助対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象期間については、補助事業に係る国際航空旅客便の運航が開始された日から起算して30日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までとする。

(補助要件)

第9条 補助金の交付を受けるためには、補助事業を実施するための計画を策定し、次に掲げる関係者で構成される空港毎の会議体において議決を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- (1) 空港管理者

- (2) 空港運営権者（コンセッション空港の場合に限る。）
- (3) 国土交通省東京航空局
- (4) 北海道
- (5) 航空・空港関係事業者
- (6) その他空港業務の体制強化に必要な者

2 前項に規定する計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 計画の目標
- (2) 計画の目標を達成するために必要な事業
- (3) 前号に掲げる事業の効果の把握及び評価に関する事項
- (4) その他必要な事項

（補助金の交付申請）

第 10 条 補助事業者は、「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部）」（平成 25 年 3 月 29 日告示第 10328-3 号。以下「総政第〇号様式」という。）第 1 号様式に次の書類を添付の上、知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書 総政第 2 号様式
- (2) 補助金等交付申請額算出調書 総政第 14 号様式
- (3) 経費の配分調書 総政第 18 号様式
- (4) 事業予算書 総政第 20 号様式
- (5) 資金収支計画書 総政第 32 号様式
- (6) 前条第 1 項に規定する計画
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 前項のほか、補助金の交付申請、交付決定等については、交付規則の定めるところによるものとする。

（交付の条件）

第 11 条 補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達。）第 1 号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象経費の額の変更を行うときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該補助対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合に限り、知事の承認を不要とする。
- (2) 補助対象事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がない場合（当該事業における補助対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、知事の承認を不要とする。

（事業変更等による手続）

第 12 条 補助事業者は、前条各号本文の規定に該当する場合には、総政第 21 号様式に係る書類を添付の上、知事に申請するものとする。

（補助金の実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了の日から 30 日以内又は令和 7 年 3 月 5 日のうち、いずれか早い日までに総政第 28 号様式の補助事業等実績報告書に次の書類を添付の上、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書 総政第 2 号様式

- (2) 補助金等精算書 総政第 29 号様式
- (3) 事業精算書 総政第 31 号様式
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項のほか、補助金の実績報告については、交付規則の定めるところによるものとする。  
(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。